

## 平成26年度 国の復興関係予算要望の進め方(案)

(前提)本県の復興は、復興計画に基づき実行する。まずは、今年度予算措置された事業(復興特区、復興に向けた各種交付金等)や福島特措法に基づく各種制度を最大限に活用する。

### 取組方針

#### 【Ⅰ 基本的考え方】

- 福島特措法及び福島復興再生基本方針を踏まえて行う。
- 基本方針等に基づく国の取組の進捗状況を把握し、その結果を踏まえて行う。
- 実際に制度化されることを見越して、事業内容や予算額について具体的な提案ができるよう予め準備しておく。
- 要望する項目は、緊急性、重要度を重視しつつ、県全体として整合性のある取組とする。
- 復興庁の概算要求一括計上予算を見据えたスケジュール感を踏まえる。

#### 【Ⅱ 3つの視点】

- ①市町村等の実情・課題をしっかりと把握し、国の施策に反映させる視点
- ②福島特措法及び基本方針に基づく政府予算の確保及び施策拡充の視点
  - ・基本方針に照らして未措置または不十分な項目の要望
  - ・避難区域の見直しなど、基本方針策定後の状況変化や特措法の一部改正等を踏まえた施策の追加・拡充の要望  
(必要に応じて基本方針への反映を要望)
- ③県の復興計画を推進する上での具体的な制度改正及び政府予算確保の視点
  - ・県として復興に不可欠と考えている項目の要望

(以上、6月までに整理が必要)